

資料3 下水道使用料について

- 料金算定について

- ◇一般的な料金体系の考え方

- 3～5年の期間を基準として、維持管理費+資本費（減価償却費+企業債利息）と料金総収入額が等しくなるよう決定する。
- 国通知では家庭用3,000円/20m³を基準に、汚水処理費に対する使用料が100%を越えるように適正化することとしている。

- 汚水処理費の使用料への反映

- 使用者数によって変動する経費（需要家費）→基本使用料に反映

- 使用量によって変動する経費（変動費）→従量使用料に反映

- 使用量に関係なく固定的に必要な経費（固定費）

- 資産を維持、更新するための経費（資本費）

- 基本使用料と従量使用料に反映

• 現行の使用料体系について

【料金表】

区 分	基本使用料	従量使用料
0m ³ ～10m ³ まで	1,800円	—
11m ³ ～20m ³ まで		1m ³ につき150円
21m ³ ～30m ³ まで		1m ³ につき160円
31m ³ ～40m ³ まで		1m ³ につき170円
41m ³ ～50m ³ まで		1m ³ につき180円
51m ³ ～100m ³ まで		1m ³ につき190円
100m ³ を超えるもの		1m ³ につき200円

【自家水使用者の場合】

世帯人数	基本使用料	認定使用水量	従量使用料
1人	1,800円	10m ³	—
2人		15m ³	750円
3人		19m ³	1,350円
4人		23m ³	1,980円
5人		27m ³	2,620円

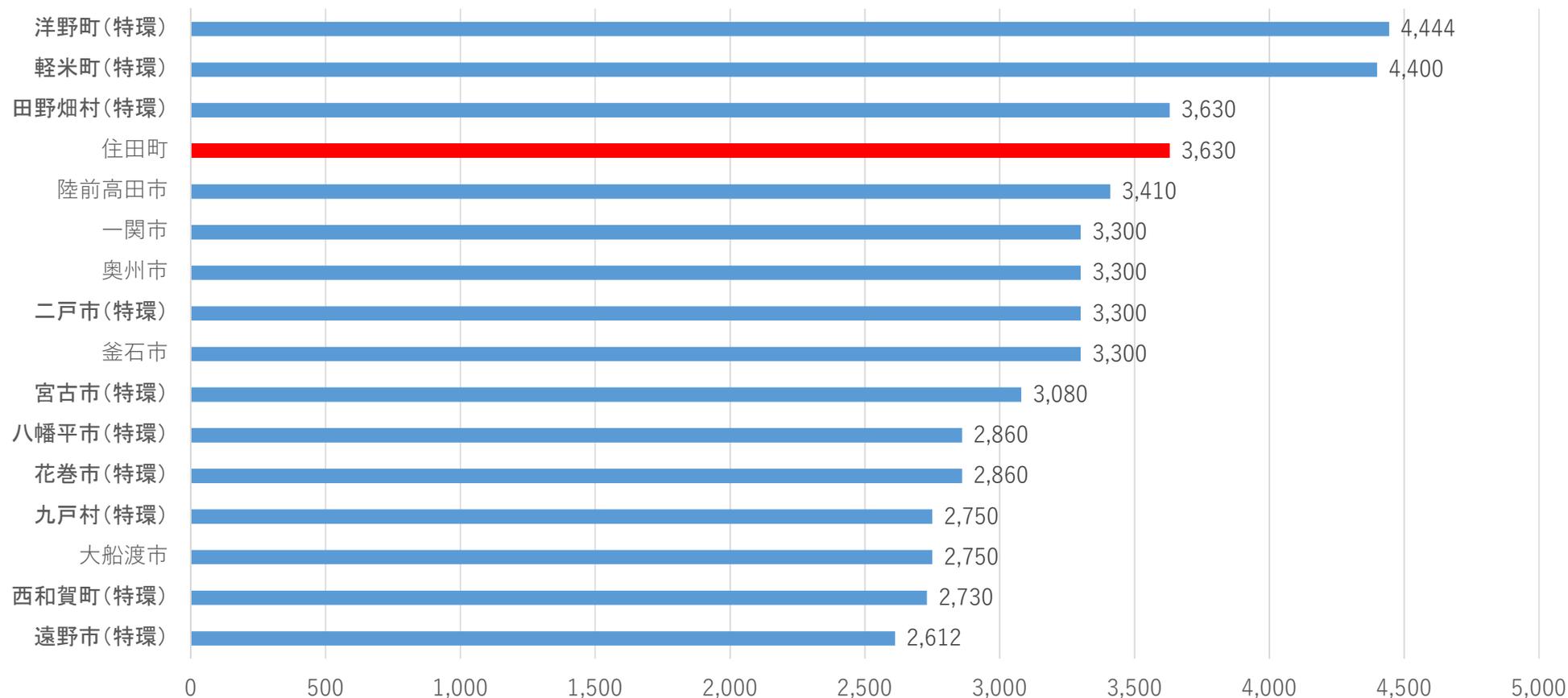
・ 6人以上の場合、1名ごとに3m³を加算した水量
 ・ 水道水との併用の場合、水道水使用水量と認定使用水量と多い方を使用水量とします。

(算定例) 家庭用1か月 使用水量20m³の場合

(基本使用料 1,800円 + 従量使用料 1,500円) × 消費税1.10 = 3,630円

• 近隣市町村、同一事業（特定環境保全）の下水道使用料の比較

1か月20m³あたり家庭料金（令和2年度決算）



- 使用料収入と反映される費用の収支について

		収入 (①)	費用 (②)	差引 (①-②)
令和3年度	基本料金	14,274千円	7,664千円	6,610千円
	水量料金	16,690千円	21,306千円	444千円
合計		30,964千円	28,970千円	1,995千円
今後の見込み (5年平均)	基本料金	12,958千円	6,958千円	6,000千円
	水量料金	16,054千円	19,661千円	△3,607千円
合計		29,012千円	63,728千円	2,393千円


 後年度の施設更新の財源となるもの

(使用料についての検討事項)

今後5年間は、現行の使用料体系での収入で、費用は賄える状況ですが、単年約2,000千円（5年10,000千円）の財源で、今後の施設更新が可能かどうか。

(参考一収入増とした場合)

		収入 (①)	費用 (②)	差引 (①-②)	
今後の見込み (5年平均)	基本料金	12,958千円	6,958千円	6,000千円	
	水量料金	16,054千円	19,661千円	△3,607千円	
合計		29,012千円	26,619千円	2,393千円	
水量料金単価 5%増	基本料金	12,958千円	6,958千円	6,000千円	
	水量料金	17,659千円	19,661千円	△2,002千円	
合計		30,617千円	26,619千円	3,998千円	(+1,605千円)
水量区分 (5~ 10m ³) を創設	基本料金	12,958千円	6,958千円	6,000千円	
	水量料金	19,592千円	19,661千円	△69千円	
合計		32,190千円	26,619千円	5,931千円	(+3,538千円)
基本料金単価 10%増	基本料金	14,254千円	6,958千円	7,731千円	
	水量料金	16,054千円	19,661千円	4,067千円	
合計		30,308千円	26,619千円	3,689千円	(+1,296千円)